

## 有害大気汚染物質等に係る試料採取及び分析業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、甲が行う有害大気汚染物質等に係る試料採取及び分析業務の委託について、その細則を定めるものである。

### 2 分析項目、検体数及び試料採取地点

分析項目、検体数及び試料採取地点は、別表のとおりとする。

### 3 試料採取日時

試料採取日時は、事前に甲と協議の上、決定するものとする。

### 4 試料採取及び分析の方法

試料採取及び分析は、有害大気汚染物質等測定方法マニュアル（平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課）（以下「マニュアル」という。）により行うものとし、マニュアルに準じて標準作業手順書を作成し、事前に甲の承認を得ておくこと。各分析項目の定量下限値は、マニュアルに規定される目標定量下限値以下に設定すること。

なお、試料採取は24時間連続サンプリングにより行うものとする。

### 5 精度管理のための二重測定

二重測定は、マニュアルにより行うものとし、全ての分析項目について試料採取地点ごとに年2回行うこと。

### 6 分析結果の濃度の表示方法及び数値の取扱い

分析結果の濃度の表示方法及び数値の取扱いは、マニュアルのとおりとする。「検出下限値以上・定量下限値未満の値」及び「検出下限値未満」は、定量下限値以上の値と同等の精度が保証できない値であることが分かるような表示方法（例えば、検出下限値以上・定量下限値未満の値は括弧付きにする、検出下限値未満は（<検出下限値(数値)））で記載すること。

### 7 分析結果の報告

業務委託契約書第9条第1項の規定に基づく分析結果（二重測定の分析結果を含む。）の報告は、試料採取の翌月20日までに乙の定める計量証明書により行うものとする。ただし、3月の試料採取分は、3月31日までに報告するものとする。また、当該試料の採取条件（採取日時、採取地点、平均流量、採取粉じん量、平均気圧、平均気温、採取開始時及び採取終了時の天候及び風向風速など）を併せて報告するものとする（様式任意）。

なお、別途、甲が示す環境省報告様式による報告も行うものとする。

## 8 実績報告書の提出

業務委託契約書第10条第1項で定める実績報告書の別紙は、試料採取地点ごとに作成するものとし、印刷物のほか、電子データ（エクセルファイル）を甲に提出すること。

## 9 分析結果の記録等

分析結果は、精度管理の記録とともに委託期間完了後5年間保存し、甲が必要と認めるときは、甲に提出するものとする。

## 10 その他

乙は、この委託業務を実施するに当たり、使用する装置機器類による騒音や廃棄物の処理について関係法令等を遵守し、周辺環境の保全に努めるものとする。

また、計量証明書等提出物に使用する用紙については、エコマーク事業対象商品やこれと同等の再生紙を使用するものとする。また、その他についても可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮するものとする。

別表 分析項目、検体数及び試料採取地点

分析項目	検体数※1		試料採取地点 ※2	備考 ※3
	毎月	合計		
ベンゼン	3	36	延岡保健所、北部港湾事務所、都城自動車排出ガス測定局	①
トリクロロエチレン	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	①
テトラクロロエチレン	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	①
ジクロロメタン	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	①
アクリロニトリル	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	①
アセトアルデヒド	3	36	延岡保健所、北部港湾事務所、都城自動車排出ガス測定局	②
塩化ビニルモノマー	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	①
塩化メチル	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	①
クロム及び三価クロム化合物	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	④
六価クロム化合物	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	④
クロロホルム	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	①
酸化エチレン	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	③
1,2-ジクロロエタン	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	①
トルエン	3	36	延岡保健所、北部港湾事務所、都城自動車排出ガス測定局	①
ニッケル化合物	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	④
ヒ素及びその化合物	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	④
1,3-ブタジエン	3	36	延岡保健所、北部港湾事務所、都城自動車排出ガス測定局	①
バリリウム及びその化合物	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	④
ベンゾ[a]ピレン	3	36	延岡保健所、北部港湾事務所、都城自動車排出ガス測定局	⑥
ホルムアルデヒド	3	36	延岡保健所、北部港湾事務所、都城自動車排出ガス測定局	②
マンガン及びその化合物	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	④
水銀及びその化合物	2	24	延岡保健所、北部港湾事務所	⑤
合 計	50	600		

※1 検体数（毎月）＝ 試料採取地点数 × 各地点1検体  
 検体数（合計）＝ 検体数（毎月） × 年12回

※2 試料採取地点の所在地 延岡保健所（延岡市大貫町1丁目2840）  
 北部港湾事務所（日向市大字日知屋字新開17371-2）  
 都城自動車排出ガス測定局（都城市姫城町6-21）

※3 ①揮発性有機化合物（VOCs）、②アルデヒド類、③酸化エチレン、④重金属類、  
 ⑤水銀及びその化合物、⑥ベンゾ[a]ピレン